

裁 決 書

審査請求人

宇都宮市

審査請求代理人

那須烏山市

処分庁

宇都宮市旭一丁目1番5号

宇都宮市社会福祉事務所長 半田 秀一

上記審査請求人から平成18年9月8日付けで提起のあった上記処分庁の保護変更決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求に係る処分庁がした保護変更決定処分は、これを取り消す。

理 由

1 事 実

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に対し、平成18年8月7日付けで生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第12条の規定による生活扶助の家具什器費に係る保護変更申請書を提出した。
- (2) 処分庁は、上記申請に対し、平成18年8月9日付け宮社福生第34189号で法による保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。本件処分に係る通知書中、本件処分の理由の欄には、「冷蔵庫は家具什器費の支給品目として認定しません。」との記載があった。

2 審査請求の趣旨及び理由

本件処分を取り消し、家具什器費を変更するとの裁決を求める。

(1) 冷蔵庫の必要性について

請求人は、埼玉で建設業の仕事に従事していたが離職し故郷の栃木に戻り路上生活をしてきた。支援団体の援助で生活保護開始申請をなし、平成18年8月4日に保護開始決定を受けた。申請の際、冷蔵庫の必要性を訴え、真にやむをえない事情による特別基準の設定を前提に家具什器費の見積りを提出した。

しかしながら、本件処分によると一時扶助費として認定された額は従前どおりの24,500円であり、しかも冷蔵庫は家具什器費の支給品目として認定しないという内容である。

そもそも生活保護法は、憲法第25条の生存権を具体的実現するための法律である。その目的は生活に困窮する全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活（憲法第25条第1項）を保障することであり、法の解釈運用にあたっては、憲法の基本理念である個人の尊厳（憲法第13条前段）を侵害しないことが当然の前提である。

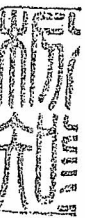
しかるに本件処分によれば、家具什器費の支給品目として、はし、茶碗、調理器具、ジャー、ガス台、蛍光灯、こたつ等があげられ冷蔵庫は除外されている。このような解釈、運用によると請求人は不要なものであっても購入を強いられ、現実に必要な冷蔵庫の購入をあきらめざるを得ない。かかる解釈、運用は個人の自己決定権を過度に制約するものといわざるを得ない。

また、冷蔵庫がない生活を考えると、多少傷んだものでも経済的事情から食べざるを得ない場合もありうること、その都度食品を買いに出なければならないこと、安い食品があっても買いためもできないこと、さらに急な発熱などにも氷嚢を利用できず水道水で対応するしかないこと等さまざまな不自由を強いられる。このような生活は、時間的にも経済的にも無駄が大きく請求人の自立助長の観点からも問題である。更に、冷蔵庫が食品の腐敗を防ぐために現代の日常生活では欠くことのできない電化製品であることは、その普及率98パーセントをみても明らかであって、家具什器費の支給品目として認めない解釈、運用は社会通念上きわめて合理性を欠くものとする。

次に、請求人は、長い路上生活から脱却をして、これから新生活を始めるため生活保護を申請したものであり、家具什器類の持ち合わせは全くなく、経済的余力ももちろんない状態である。したがって、健康で文化的な最低限度の生活を開始するにあたり、24,500円という額によりがたい真にやむをえない事情があるといえ、特別基準の設定による家具什器費の支給が必要である。

(2) 理由付記の瑕疵について

決定通知書に理由が記載されなければならないとされる趣旨は、被保護者に対して不服申立ての機会を実質的に保障するためである。したがって、理由中には単に根拠法令を示すのみでは足りず、どのような事実に基づき処分がされたのか、十分認識しうる程度の記載が必要であるし（行政手続法の施行に当たって（平成6年9月13日総



管第 211 号総務事務次官通知 第二一五一 1)、どのような法的理由で行われたのかの記載を含むものでなければならない。

弁明書では、請求人が平成 18 年 8 月 11 日に来所した際、処分理由を説明した旨の記載があるが、そのような事情で理由付記の瑕疵が治癒されるはずもない。通知書の理由の記載は相手方の知・不知といった個々の事情にとらわれず通知書に記載されなければならないということは行政手続きの基本である。

よって、本件決定通知には明らかに重大な瑕疵があり、取消しは免れない。

3 処分庁の主張及びその理由

本件処分に対する審査請求はこれを棄却するとの裁決を求める。

一時扶助費(家具什器)については、保護開始時等において、最低生活に直接必要な持ち合わせがないと認められる場合に、24,500 円の範囲内で支給できるものであり、真にやむを得ない事情がある場合は 39,200 円の範囲内において支給できるものである。また、冷蔵庫は、当該世帯において、緊急やむを得ない場合に支給可能である。

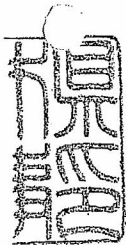
支給に際しては、冷蔵庫を支給する緊急やむを得ない場合及び 39,200 円の特別基準を認定する真にやむを得ない事情に該当するか否かを、ケース個々の状況等に応じて判断されるものである。請求人についても、個別の状況、つまり請求人の世帯状況、請求人の健康状態及び請求人宅近辺の地理的状況を検討し、冷蔵庫の支給認定及び特別基準適用の可否を検討した。その結果、請求人においては冷蔵庫を支給する緊急やむを得ない状況ではなく、また、39,200 円の特別基準を設定すべき真にやむを得ない事情はないと判断し、本件処分としたものである。

4 判断

家具什器費については、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、24,500 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、家具什器を支給して差し支えないとされており、なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、39,200 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないとされている。

上記の家具什器に冷蔵庫が含まれることについては、処分庁においてもこれを否定するものではなく、ただ、冷蔵庫を支給するためには最低生活を維持するための 24,500 円の範囲を超えざるを得ないところから、これを超える要件としての真にやむを得ない事情の有無を判断し、その結果として「真にやむを得ない事情」の存在を否定したものであるが、保護開始時にどこまでの範囲の家具什器を最低限必要として認定するかの基準についての処分庁の判断自体は、妥当なものと解される。

これに対して、処分庁は、当該基準を本件処分に適用するに際して、請求人の世帯状



況、請求人の健康状態及び請求人宅近辺の地理的状况を根拠とし、請求人はこの要件を具備していないと判断したものであるが、そもそも最低生活を営むに足りる真にやむを得ない事情については、当該請求人の置かれた個別の事情だけでは十分ではなく、さらに一般社会における経済情勢などを総合的に勘案して判断すべきものである。

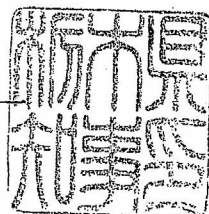
これを本件についてみると、冷蔵庫は本県において普及率が100%に近く、このことは食料品も多くが冷蔵を前提としていること、価格も基本的な機能のみであれば比較的安価で入手できること等に起因するものと思われる。すなわち、今日における一般的な社会生活を営む上で冷蔵庫は最も基礎的かつ日常的な家具什器の一つというべきであり、これらの事情を考慮しない処分庁の判断は狭きに失するものといわざるを得ない。よって、請求人には冷蔵庫を保有すべき真にやむを得ない事情がないとする処分庁の判断には誤りがある。

以上、本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成18年11月6日

栃木県知事 福田 富



(付記)

なお、請求人は、本件処分に係る通知の理由の記載には重大な瑕疵がある旨主張しているが、行政手続法第8条に規定する理由の付記についてどの程度の記載をなすべきかは、「処分の性質と理由附記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」(最高裁判所昭和38年5月31日第二小法廷判決)とされている。

そこで、本件処分についてみると、本件処分は、生活保護法による一時扶助の保護変更決定処分であり、また、保護変更申請に対する全部の拒否処分でなく一部の拒否処分であることから、本件処分に係る通知の理由の記載には重大な瑕疵があるとはいえないと認められる。